

様式第 16 号 (第 12 条関係)



平成 29 年 4 月 30 日

三豊市長 様

申請者 団体の所在地 三豊市財田町財田上 2171 番地 1
団体の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田
代表者の氏名 理事長 鈴木 朝則
電話番号 0875-67-3790



地域内分権推進交付金実績報告書

平成 28 年 5 月 13 日付け三政田第 90 号-2 により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金規則第 12 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 実績報告額 9,973,455 円

2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 決算監査報告書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録
- (5) 収支決算書
- (6) 全役員名簿
- (7) 事業年度末の定款又は規約
- (8) その他市長が必要と認める書類

平成28年度活動報告書

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

団体又は法人の名称

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

1 事業の成果

- 1、三豊市自治会連合会財田支部の事務、三豊市地区衛生組織連合会財田支部の事務、防犯灯管理、交通安全、野犬捕獲箱設置の取次ぎなどの移譲業務を行った。
- 2、財田幼教センターと協力し、子どもたちの情操教育向上の活動を行った。
香川県の山間部を会場に設定し「かがわ・山なみ芸術祭2016」を開催した。
新猪ノ鼻トンネルの工事を請負う佐藤工業株式会社、国土交通省と連携し、自然観察同好会が「新猪ノ鼻トンネルで化石を探そう！」のイベントを7回開催した。
財田町への定住、人口減少問題の解決を目的としバスツアーを企画、婚活イベントを行った。
まちづくり講演会などを行い、町民とのふれあい交流を行った。
まちづくりグラウンドゴルフ理事長杯を行った。
まちづくり推進隊財田会員、自治会長と、桜の植樹、草刈り整備等を行った。

2 組織体制

総会員数 64人 (うち役員13人、役員以外51人) 平成29年4月27日現在

3 個別事業報告書-1

(1) 移譲業務

事業名	防犯灯管理		
事業内容	町内の防犯灯の維持管理を行い、不具合を修繕手配した。(54件)		
実施日時	通年		
実施場所	財田町内、まちづくり推進隊財田事務局		
参加者・受益者	財田町民 (延人数 - 人)		
役務提供者	まちづくり推進隊財田事務局 (実人数 2 人) (延人数 - 人)		
決算額	収入額	249,480 円	支出額 249,480 円
	内訳 受取交付金	249,480 円	内訳 修繕費 249,480 円

(2) 移譲業務

事業名	交通安全		
事業内容	財田町民の交通安全意識向上の為、交通安全期間に交通安全啓発街頭キャンペーンを行った。		
実施日時	4/8 (7:30～8:30) 7/5 (7:30～8:30) 9/30 (17:00～18:00)		
実施場所	財田支所前交差点		
参加者・受益者	財田町民 (延人数 - 人)		
役務提供者	三豊市安全運転管理者協議会役員、三豊市交通指導員、高齢者交通指導員 (実人数 2 人) 三豊市交通安全母の会、自治会長、三豊警察署、事務局 (延人数 40 人)		
決算額	収入額	13,040 円	支出額 13,040 円
	内訳 受取交付金	13,040 円	内訳 食糧費 13,040 円

3 個別事業報告書-2

(3) 移譲業務

事業名	三豊市自治会連合会財田支部		
事業内容	自治会連合会財田支部に関する一切の事務を行った。 (総会、役員会、研修会など) 11月8日 府中市(株)オガワエコノス 本山工場視察を行った。 (三豊市地区衛生組織連合会の別会計)		
実施日時	通年		
実施場所	財田町内、財田町公民館、研修地		
参加者・受益者	財田町民 (延人数 - 人)		
役務提供者	各自治会長、まちづくり推進隊財田事務局 (実人数 36 人) (延人数 - 人)		
決算額	収入額	170,000 円	支出額 170,000 円
	内訳 受取交付金	170,000 円	内訳 支払助成金 170,000 円

4

事業名	芸術士派遣事業		
事業内容	継続事業として、財田町の子どもたちに幼い頃から芸術に触れさせ、子どもたちの可能性を引き出すために、財田幼稚園と保育所に芸術士を派遣した。		
実施日時	通年		
実施場所	財田幼稚園、財田保育所		
参加者・受益者	幼稚園児、保育所幼児、幼教センター教諭 (延人数 - 人)		
役務提供者	アーキペラゴ所属の芸術士 (実人数 1 人) (延人数 - 人)		
決算額	収入額	450,800 円	支出額 450,800 円
	内訳 受取交付金	450,800 円	内訳 業務委託費 450,800 円

5

事業名	財田町で婚活		
事業内容	財田町への定住、人口減少問題の解決を目的とし、農業体験を中心としたバスツアーを企画、財田町内の男性8名、三豊市周辺の各市からの女性参加者8名の参加者で実施した。		
実施日時	平成28年5月21日(土) 9:00~15:00		
実施場所	たからだの里伝承館を発着点とした、財田町内の各所		
参加者・受益者	財田町民、一般参加者 (延人数 - 人)		
役務提供者	まちづくり推進隊財田会員、財田町民 (実人数 7 人) 他賛同者 (延人数 14 人)		
決算額	収入額	302,184 円	支出額 302,184 円
	内訳 受取交付金	302,184 円	内訳 業務委託費 302,184 円

3 個別事業報告書-3

6

事業名	自然観察同好会	
事業内容	地層観察地の整備、財田里山ビオトープ周辺の除草草刈り活動を笠田高校の生徒と共に行った。国土交通省、トンネル工事を請負う佐藤工業（株）と『新猪ノ鼻トンネルで化石を探そう!』のイベントを8回企画、開催した。（7回目は悪天の為中止）	
実施日時	H28年8/21・9/11・10/9・11/6・12/4 H29年1/15・3/5	
実施場所	本篠川・財田里山ビオトープ・新猪ノ鼻トンネル工事現場（財田町財田上）	
参加者・受益者	一般参加者 財田町民（延人数 400 人）	
役務提供者	自然観察同好会、佐藤工業(株)、国土交通省（実人数 16 人） まちづくり推進隊財田会員・事務局（延人数 112 人）	
決算額	収入額	337,134 円
	内訳 受取交付金	115,334 円
	受取負担金	221,800 円
	支出額	337,134 円
	内訳 諸謝金	74,000 円
	会議費	2,408 円
	消耗品費	35,799 円
	食糧費	170,058 円
	業務委託費	4,000 円
	印刷製本費	11,669 円
	リース料	28,000 円
	保険料	11,200 円

7

事業名	鯨おどり保存会	
事業内容	「鯨おどり」を保存継承し郷土文化の発展と町のPRに寄与するためDVDを作成した。	
実施日時	通年	
実施場所	財田町内 他	
参加者・受益者	財田町民（延人数 - 人）	
役務提供者	鯨おどり保存会会員（実人数 30 人） まちづくり推進隊財田事務局（延人数 - 人）	
決算額	収入額	237,600 円
	内訳 受取交付金	237,600 円
	支出額	237,600 円
	内訳 消耗品費	237,600 円

8

事業名	暮らしの便利帳（財田町編）	
事業内容	専門家を招いた勉強会を開催し（NPO法人テダス 田畑昇悟氏）地域の便利帳作成のノウハウを学んだ。	
実施日時	平成28年9月27日	
実施場所	財田町財田上 二升五号	
参加者・受益者	財田町民（延人数 - 人）	
役務提供者	まちづくり推進隊財田会員、財田町民（実人数 11 人） まちづくり推進隊財田事務局（延人数 110 人）	
決算額	収入額	83,954 円
	内訳 受取交付金	83,954 円
	支出額	83,954 円
	内訳 会場使用料	9,715 円
	諸謝金	50,000 円
	地代・家賃	2,408 円
	旅費交通費	21,831 円

3 個別事業報告書-4

9

事業名	財田の農業を考える会		
事業内容	平成29年1月28日「道の駅」四万十とおわへ視察研修を行う。 毎月21日に定例会を行いアイディアを出し合い具体的な取り組みに発展させる活動を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	財田町公民館 財田町内 町外		
参加者・受益者	財田町民、まちづくり推進隊財田会員 (延人数 550 人)		
役務提供者	財田の農業を考える会事務局 (実人数 3 人) 財田の農業を考える会会員 (延人数 40 人)		
決算額	収入額	295,403 円	支出額 295,403 円
	内訳 受取交付金	295,403 円	内訳 旅費交通費 154,900 円 会議費 4,800 円 印刷製本費 5,544 円 消耗品費 20,159 円 諸謝金 110,000 円

10

事業名	まちづくりグラウンドゴルフ理事長杯		
事業内容	町民みんながグラウンドゴルフを通じて健康づくりをし、町民間の交流も行った。		
実施日時	平成29年3月5日(日)		
実施場所	財田町総合運動公園		
参加者・受益者	財田町民 (延人数 100 人)		
役務提供者	財田さわやかクラブ、まちづくり推進隊財田役員 (実人数 15 人) まちづくり推進隊財田事務局 (延人数 15 人)		
決算額	収入額	144,514 円	支出額 144,514 円
	内訳 受取交付金	144,514 円	内訳 消耗備品費 144,514 円

11

事業名	広報活動		
事業内容	各種団体、学校等と情報共有し「さいた活動カレンダー・財田写真新聞」を毎月発行した。広報誌「まちづくり財田」3号を平成28年7月に、4号を平成29年1月に発行した。平成28年6月不法投棄防止看板を設置した。		
実施日時	通年		
実施場所	まちづくり推進隊財田事務局・財田町全域		
参加者・受益者	財田町民 (延人数 - 人)		
役務提供者	広報部会・まちづくり推進隊財田事務局 (実人数 11 人) (延人数 35 人)		
決算額	収入額	138,689 円	支出額 138,689 円
	内訳 受取交付金	138,689 円	内訳 印刷製本費 81,432 円 消耗品費 57,257 円

3 個別事業報告書-5

12

事業名	まちづくり講演会の開催		
事業内容	家から出る事の少ない方たちの外出機会を提供する事を目的とし、「チューバマンショー」の公演を行い、和光中学校吹奏楽部も参加した。		
実施日時	平成29年1月21日(土)		
実施場所	財田町公民館ホール		
参加者・受益者	財田町民、一般来場者 (延人数 100 人)		
役務提供者	三豊市立和光中学校・吹奏楽部 (実人数 30 人) まちづくり推進隊財田理事・事務局 (延人数 30 人)		
決算額	収入額	358,264 円	支出額 358,264 円
	内訳 受取交付金	358,264 円	内訳 業務委託費 324,000 円 消耗品費 2,674 円 印刷製本費 31,590 円

13

事業名	財田「さくらの郷」計画		
事業内容	塔重山公園、戸川ダム公園を中心に町内を「さくらの郷」として市民の憩いの場、人々が訪れたくなるような里にすべく、さくらの害虫防除、草刈り、苗木の植樹などを行った。		
実施日時	通年		
実施場所	塔重山公園 戸川ダム公園 他町内各場所		
参加者・受益者	財田町民他 (延人数 - 人)		
役務提供者	まちづくり会員 自治会長 他 (実人数 50 人) (延人数 100 人)		
決算額	収入額	505,264 円	支出額 505,264 円
	内訳 受取交付金	505,264 円	内訳 通信運搬費 15,580 円 業務委託費 264,738 円 会議費 4,816 円 消耗品費 218,730 円 保険料 1,400 円

14

事業名	かがわ・山なみ芸術祭2016		
事業内容	「海の復権」をテーマとした「瀬戸内芸術祭」に対し、香川県の山間部を会場に設定し、海と山をテーマに連動した芸術祭を開催した。		
実施日時	平成28年11月6日～平成28年11月27日		
実施場所	道の駅「たからだの里」を中心に町内数か所		
参加者・受益者	財田町民・一般来場者 (延人数 - 人)		
役務提供者	連合自治会財田支部 かがわ芸術祭2016実行委員 (実人数 15 人) NPO法人かがわ・ものづくり教室 (延人数 - 人)		
決算額	収入額	763,423 円	支出額 763,423 円
	内訳 受取交付金	523,423 円	内訳 諸謝金 295,000 円 消耗品費 22,099 円 印刷製本費 210,942 円 保険料 36,400 円 業務委託費 171,649 円 広告宣伝費 23,750 円 食糧費 3,583 円
	受取寄付金	240,000 円	

3 個別事業報告書-6

15

事業名	自然史博物館運営		
事業内容	展示する教材、教具の不足等の理由により、28年12月をもって一旦活動を休止する事になった。		
実施日時	平成28年5月1日～平成28年12月末日		
実施場所	財田支所2階会議室		
参加者・受益者	財田町民 (延人数 - 人)		
役務提供者	三豊市自然史研究会会員 (実人数 17 人) (延人数 - 人)		
決算額	収入額	35,200 円	支出額 35,200 円
	内訳 受取交付金	35,200 円	内訳 地代・家賃 35,200 円

16

事業名	財田診療所 第二医師住宅管理事業		
事業内容	平成28年 5/17～9/30 (1名) 10/5～12/4 (4名) 平成29年/2/23 (1名) が財田町への移住目的の為、短期間の滞在拠点として財田診療所第二医師住宅を活用した。		
実施日時	通年		
実施場所	財田診療所 第二医師住宅管理		
参加者・受益者	住宅利用者 (延人数 6 人)		
役務提供者	財田の農業を考える会事務局 (実人数 5 人) まちづくり推進隊財田事務局 (延人数 - 人)		
決算額	収入額	271,500 円	支出額 118,192 円
	内訳 受取交付金	0 円	内訳 消耗品費 5,019 円 水道光熱費 113,173 円 円
	受取負担金	271,500 円	

17

事業名	一石一字塔保存会		
事業内容	郷土由来の起源を示した大久保謹之丞顕彰碑の近くに「一石一字塔」があり、倒壊の危機に瀕している。 修復保存の準備の為、樹木伐採を行った。		
実施日時	平成29年2月4日(土)		
実施場所	一石一字塔周辺		
参加者・受益者	財田町民 (延人数 - 人)		
役務提供者	戸川自治会有志 (実人数 6 人) 詫陸クレーン有限会社 (延人数 6 人)		
決算額	収入額	42,680 円	支出額 42,680 円
	内訳 受取交付金	42,680 円	内訳 業務委託費 42,680 円 円

3 個別事業報告書-7

18

事業名	生命見守り協定と地域福祉MAP ～今私たちができること～		
事業内容	まんのう町議会議員 竹林昌秀氏を招き「生命見守り協定と地域福祉MAP～今私たちができること～」をテーマに1時間半の講演を開催した。		
実施日時	平成28年2月24日（金）		
実施場所	財田町公民館		
参加者・受益者	財田町民・まちづくり推進隊財田会員（延人数 50 人）		
役 務 提 供 者	にこにこ元気部会（実人数 15 人）		
	まちづくり推進隊財田事務局（延人数 15 人）		
決 算 額	収入額	5,000 円	支出額 5,000 円
	内訳 受取交付金	5,000 円	内訳 諸謝金 5,000 円

4 総会、理事会等の開催状況 1

(総会)

会 議 名	特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田 通常総会		
開 催 日 時	4 月 22 日 (金) 19 時 00 分～20 時 30 分	出席状況	出席者 44 人 委任状 16 人
審 議 及 び 決 議 内 容	第 1 号議案 議事録署名人の選任について 第 2 号議案 平成 27 年度活動報告書及び活動決算報告について 第 3 号議案 平成 27 年度会計監査報告について 第 4 号議案 平成 28 年度活動計画 (案) 及び活動予算(案)について 第 5 号議案 定款の変更について		

(理事会)

会 議 名	第 1 回 特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田理事会		
開 催 日 時	平成 28 年 4 月 7 日 (木) 19 時 30 分～21 時 50 分	出席状況	15 人
審 議 及 び 議 決 内 容	・「財田町を中心に、三豊市の化石、希少植物、希少動物等の資料収集・分析活動等」の活動提案書の審議。提案者が説明を行い、退席した後採否を審議し、採択を決議した。ただし、活動名が長いので活動名を提案者と事務局とで調整すること、と決議した。 ・「財田診療所第二医師住宅管理事業」の活動提案書を審議し、不採択を決議した。 ・「まちづくり推進隊財田グラウンドゴルフ大会」の活動提案書を審議し、採択を決議した。なお、活動名に「理事長杯」を入れる事が了承された。 ・「広報部会」「まちづくり研修会」財田「さくらの郷」計画の活動提案書を審議し、原案通り採択すると決議した。 ・「かがわ・山なみ芸術祭 2016」の活動提案書の審議し採択決議した。 ・「まちづくり講演会」の活動提案書を審議し採択すると決議した。ただし、予算の経過をみて実施しないこともあり得る、とした。		

4 総会、理事会等の開催状況 2

会 議 名	第 2 回 特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田理事会		
開 催 日 時	平成 28 年 4 月 19 日（火） 19 時 30 分～21 時 05 分	出席状況	15 人
審 議 及 び 議 決 内 容	・「財田診療所第二医師住宅管理事業」（再提出）の活動提案書を審議し採択すると決議した。ただし、提案書に“徴収した使用料は全額まちづくり推進隊に変換する”と明記する、と決議した。 ・「北地上なかよし子ども会」の活動提案書を審議し、採択すると決議した。 ・平成 27 年度活動報告、平成 27 年度活動決算報告、平成 27 年度会計監査報告を審議し異議なく決議された。 ・平成 28 年度活動計画（案）、平成 28 年度活動予算（案）を審議し、異議なく決議された。 ・定款の変更について審議し、原案の骨子に変更の無い程度 of 字句の修正は理事長に一任として付議する事を決議した。		

会 議 名	第 3 回 特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田理事会		
開 催 日 時	平成 28 年 5 月 16 日（月） 19 時 00 分～20 時 30 分	出席状況	12 人
審 議 及 び 決 議 内 容	・「財田診療所第二医師住宅管理事業」の通帳、印鑑の管理、について審議し、取扱いの詳細を決定した。		

会 議 名	第 4 回 特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田理事会		
開 催 日 時	平成 28 年 6 月 16 日（木） 19 時 30 分～20 時 50 分	出席状況	15 人
審 議 及 び 決 議 内 容	・香川県地域づくり団体協議会の会員になる事を決議した。		

会 議 名	第 5 回 特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田理事会		
開 催 日 時	平成 28 年 7 月 14 日（木） 19 時 30 分～21 時 10 分	出席状況	14 人
審 議 及 び 決 議 内 容	・「財田町ふるさと振興協議会」の後援団体になる事を審議し採択を決議した。		

会 議 名	第 6 回 特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田理事会		
開 催 日 時	平成 28 年 9 月 23 日（金） 19 時 00 分～21 時 00 分	出席状況	12 人
審 議 及 び 決 議 内 容	・平成 28 年度合同研修会の内容、日程について審議し採択を決議した。		

4 総会、理事会等の開催状況 3

会 議 名	第 7 回 特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田理事会		
開 催 日 時	平成 28 年度 10 月 13 日（木） 19 時 00～21 時 00	出席状況	15 人
審 議 及 び 決 議 内 容	・洞爺湖町議会の視察の対応について審議した。		

会 議 名	第 8 回 特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田理事会		
開 催 日 時	平成 28 年 12 月 14 日（水） 19 時 00 分～20 時 30 分	出席状況	15 人
審 議 及 び 決 議 内 容	・まちづくり講演会の内容、日程等について審議し決議した。 ・「一石一字塔保存会」の活動提案書を審議し、採択を延期した。 ・「さくらの郷計画」の内容、日程等を審議し決議した。		

会 議 名	第 9 回 特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田理事会		
開 催 日 時	平成 29 年 1 月 18 日（水） 19 時 00 分～20 時 30 分	出席状況	12 人
審 議 及 び 決 議 内 容	・「一石一字塔保存会」の活動報告書を審議し採択を決議した。 ・丸亀市市民活動推進課からの視察研修について審議した。		

会 議 名	第 10 回 特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田理事会		
開 催 日 時	平成 29 年 2 月 15 日（水） 19 時 00 分～20 時 40 分	出席状況	16 人
審 議 及 び 決 議 内 容	・「財田少年少女ものづくり教室」「新猪ノ鼻トンネルの化石を探そう 1 II」「さいたさくらの郷計画」「くらしの便利帳（財田町編）」「広報部会」「財田のむかしばなし」の活動提案書を審議し採択を決議した。 ・役員改選について審議を行った。		

会 議 名	第 11 回 特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田理事会		
開 催 日 時	平成 29 年 3 月 21 日（火） 19 時 30 分～21 時 40 分	出席状況	14 名
審 議 及 び 決 議 内 容	・「財田有機栽培農業研究所」「財田（たからだ）1200 年記念事業」の提案者が事業内容について説明を行い、退席した後採否を審議し採択を決議した。 ・「財田診療所第二医師住宅管理事業」「鯉おどり保存会」「まちづくり推進隊財田グラウンドゴルフ理事長杯」「まちづくり研修会（にこにこ元気部会）」「まちづくり講演会」「財田幼教センターへの芸術派遣事業」「財田のむかしばなしの絵本及び紙芝居作成」「財田の農業を考える会」「香川大学地域インターンシップ連携事業」の活動提案書を審議し採択を決議した。 ・「文化芸術による財田小学校児童育成事業」の活動提案書を審議し採択を取り下げた。		

決 算 報 告 書

第 5 期

自 平成28年 4月 1日

至 平成29年 3月31日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

香川県三豊市財田町財田上 2 1 7 1 番地 1

貸 借 対 照 表

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田
全事業所

[税込] (単位: 円)
平成29年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前受交付金	1,326,545
普通 預金	1,488,563	預り金(源泉所得税)	7,711
現金・預金 計	1,488,563	流動負債 計	1,334,256
流動資産合計	1,488,563	負債合計	1,334,256
【固定資産】		正 味 財 産 の 部	
(有形固定資産)		【正味財産】	
構 築 物	581,940	前期繰越正味財産額	881,686
機械及び装置	272,298	当期正味財産増減額	222,121
什器 備品	95,262	正味財産 計	1,103,807
有形固定資産 計	949,500	正味財産合計	1,103,807
固定資産合計	949,500		
資産合計	2,438,063	負債及び正味財産合計	2,438,063

財 産 目 録

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田
全事業所

[税込] (単位:円)
平成29年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

普通 預金

1,488,563

現金・預金 計

1,488,563

流動資産合計

1,488,563

【固定資産】

(有形固定資産)

構 築 物

581,940

機械及び装置

272,298

什器 備品

95,262

有形固定資産 計

949,500

固定資産合計

949,500

資産の部 合計

2,438,063

《負債の部》

【流動負債】

前受交付金

1,326,545

預り金 (源泉所得税)

7,711

流動負債 計

1,334,256

負債の部 合計

1,334,256

正味財産

1,103,807

活 動 計 算 書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日

【経常収益】

【受取寄付金】

受取寄付金 240,000

【受取助成金等】

受取負担金 504,300

受取交付金 9,973,455 10,477,755

【その他収益】

受取 利息 61

経常収益 計

10,717,816

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計 0

(その他経費)

業務委託費(事業) 1,560,051

諸 謝 金(事業) 534,000

広告宣伝費(事業) 23,750

印刷製本費(事業) 341,177

会 議 費(事業) 14,432

旅費交通費(事業) 176,731

通信運搬費(事業) 15,580

消耗品 費(事業) 724,832

食 糧 費(事業) 186,681

修 繕 費(事業) 249,480

水道光熱費(事業) 113,173

地代 家賃(事業) 44,915

賃 借 料(事業) 28,000

保 険 料(事業) 49,000

支払助成金 170,000

その他経費計 4,250,821

事業費 計

4,250,821

【管理費】

(人件費)

給料 手当 4,015,565

役員議事報償費 421,924

法定福利費 639,425

人件費計 5,076,914

(その他経費)

印刷製本費 50,375

会 議 費 27,848

車 両 費 116,888

車両燃料費 19,875

通信運搬費 156,985

消耗品 費 229,981

水道光熱費 79,700

減価償却費 233,648

活 動 計 算 書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日

保 険 料	94,960		
リ ー ス 料	85,680		
研 修 費	<u>72,020</u>		
その他経費計	<u>1,167,960</u>		
管理費 計		<u>6,244,874</u>	
経常費用 計			<u>10,495,695</u>
当期経常増減額			222,121
【経常外収益】			
経常外収益 計			0
【経常外費用】			
経常外費用 計			<u>0</u>
税引前当期正味財産増減額			<u>222,121</u>
当期正味財産増減額			222,121
前期繰越正味財産額			<u>881,685</u>
次期繰越正味財産額			<u>1,103,807</u>

特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田
全事業所

[税込] (単位:円)

自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日

【経常収益】

【受取寄付金】

受取寄付金 240,000

【受取助成金等】

受取負担金 504,300

受取交付金 9,973,455

【その他収益】

受取 利息 61

経常収益 計

10,717,816

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計 0

(その他経費)

業務委託費(事業) 1,560,051

諸 謝 金(事業) 534,000

広告宣伝費(事業) 23,750

印刷製本費(事業) 341,177

会 議 費(事業) 14,432

旅費交通費(事業) 176,731

通信運搬費(事業) 15,580

消耗品 費(事業) 724,832

食 糧 費(事業) 186,681

修 繕 費(事業) 249,480

水道光熱費(事業) 113,173

地代 家賃(事業) 44,915

賃 借 料(事業) 28,000

保 険 料(事業) 49,000

支払助成金 170,000

その他経費計 4,250,821

事業費 計

4,250,821

【管理費】

(人件費)

給料 手当 4,015,565

役員議事報償費 421,924

法定福利費 639,425

人件費計 5,076,914

(その他経費)

印刷製本費 50,375

会 議 費 27,848

車 両 費 116,888

車両燃料費 19,875

通信運搬費 156,985

消耗品 費 229,981

水道光熱費 79,700

減価償却費 233,648

特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

[税込] (単位:円)

全事業所

自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日

保 険 料	94,960	
リ ー ス 料	85,680	
研 修 費	72,020	
その他経費計	1,167,960	
管理費 計		6,244,874
経常費用 計		10,495,695
当期経常増減額		222,121
【経常外収益】		
経常外収益 計		0
【経常外費用】		
経常外費用 計		0
税引前当期正味財産増減額		222,121
当期正味財産増減額		222,121
前期繰越正味財産額		881,686
次期繰越正味財産額		1,103,807

様式第18号(第12条関係)

監査報告書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

理事長 秋山 秀和 様

平成28年度(平成28年4月1日 ~ 平成29年3月31日まで)の事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動決算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

平成29年4月20日

監事

前田 昭文



平成29年4月20日

監事

菅原 順三



この写しは、決算監査報告書の原本と相違ありません。

平成29年4月30日

団体又は法人の所在地

〒769-0401

三豊市財田町財田上2171-1

団体又は法人の名称

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

代表者の氏名

理事長

鈴木 朝 則



全役員名簿

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

団体又は法人の名称

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

役名	氏名	〒	住所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	秋山 秀和	769-0402	三豊市財田町財田中3547-5	平成28年4月1日～平成29年3月31日	無
副理事長	鈴木 朝則	769-0401	三豊市財田町財田上1943	平成28年4月1日～平成29年3月31日	無
副理事長	近藤 美代子	769-0402	三豊市財田町財田中1622-2	平成28年4月1日～平成29年3月31日	無
理事	伊藤 勝	769-0401	三豊市財田町財田上5236-1	平成28年4月1日～平成29年3月31日	無
理事	香川 光友	769-0401	三豊市財田町財田上501-1	平成28年4月1日～平成29年3月31日	無
理事	川崎 保彦	769-0402	三豊市財田町財田中4124	平成28年4月1日～平成29年3月31日	無
理事	重信 厚	769-0401	三豊市財田町財田上7043	平成28年4月1日～平成29年3月31日	無
理事	白川 洋二	769-0401	三豊市財田町財田上6738-1	平成28年4月1日～平成29年3月31日	無
理事	谷 邦男	769-0401	三豊市財田町財田上1740-1	平成28年4月1日～平成29年3月31日	無
理事	中嶋 智子	769-0401	三豊市財田町財田上1590	平成28年4月1日～平成29年3月31日	無
理事	中原 優季	769-0401	三豊市財田町財田上245	平成28年4月1日～平成29年3月31日	無
監事	菅原 順三	769-0401	三豊市財田町財田上3882	平成28年4月1日～平成29年3月31日	無
監事	前田 昭文	769-0402	三豊市財田町財田中531	平成28年4月1日～平成29年3月31日	無

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市財田町財田上 2171 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい財田町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) 自治会活動との連携に関する事業
- (6) 公民館活動との連携に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携に関する事業
- (8) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人、団体又は法人

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事3人以上13人以内
 - (2) 監事2人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 3 副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。ただし、役員全員が辞任し、新たに後任の役員が選任されたときは、後任の役員が選任された日を起算日として新たな任期とする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 6 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認

(5) 事業報告及び活動決算の承認

(6) 理事の選任又は解任

(7) 監事の選任又は解任

(8) 理事及び監事の職務及び報酬

(9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 一般会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前 2 項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 一般会員総数及び出席者数（書面表決者又は電磁的方法による表決者もしくは表決委任者があるときは、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(2) 事業報告及び活動決算

(3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(4) 事務局の組織及び運営に関する事項

(5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項

(6) 総会に付議すべき事項

(7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限り）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限り）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（前条第 1 項第 4 号及び第 5 号による解散を除く。）をしたときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 活動の区域

(活動の区域)

第 54 条 この法人の活動区域は、香川県三豊市財田町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 11 章 雑則

(雑則)

第 56 条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	秋山 秀和
副理事長	近藤 美代子
副理事長	鈴木 朝則
理事	秋山 勇
理事	伊藤 勝
理事	小野 詔子

理事	川崎 保彦
理事	久保 義博
理事	白川 洋二
理事	谷 邦男
理事	中原 優季
監事	菅原 順三
監事	前田 昭文

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条の規定に関わらず、成立の日から平成 27 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

原本と相違ない事を証明する。

平成 29 年 4 月 30 日

香川県三豊市財田町財田上 2171-1

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊財田

理事長 鈴木 朝則

